

公共的行催事における露店等の出店届出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共的行催事における露店等の出店に関し、春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第3号に掲げる暴力団の排除を徹底するとともに、春日井市火災予防条例（昭和37年春日井市条例第16号）に基づく安全措置を講じるため、必要な事項を定めることにより健全な行催事の運営と施設管理の適正化を図ることを目的とする。

(届出)

第2条 市が主催又は共催する行催事（以下「行催事」という。）において、次に掲げる場所で露店等の営業をしようとする者（以下「出店者」という。）は、あらかじめ市長に出店届出書（別記様式）を提出しなければならない。

- (1) 行催事の会場
- (2) 主催者が指定する行催事の会場周辺の道路等

(届出日)

第3条 前条の出店届出書は、出店しようとする日の1月前までに提出しなければならない。

(遵守事項)

第4条 出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めなければならない。

- (1) 次のアからクまでに掲げる行為を行わないこと。
 - ア 暴力的要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 詐術的、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
 - エ 他者の名誉及び信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - オ 他者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為
 - カ 市民及び業者間で紛争等を起こす、又は起こすおそれのある行為
 - キ 市民に不安感又は嫌悪感を与えるような服装を着用し、言語を発し、及び態度をとる行為
 - ク 法令に抵触する行為

(2) 火気を使用する場合、次のアからエまでに掲げる事項を厳守すること。

ア 火気の近くに可燃物を放置しないこと

イ ガソリン等を補充するときは、火気の近くで行わないこと

ウ 消火器を準備すること

エ 消防職員による立入検査に協力し、防火に関する指導に従うこと

(3) 営業に高校生以下の学生に従事させないこと。

(4) 従事者の身分確認を確実にを行い、出店者又は従事者として届出したもの以外の者は従事させないこと。

(5) 営業時間を厳守すること。

(6) 営業を終わった後は、清掃等を行い、原状回復を確実に行うこと。

(7) その他主催者の指示に従うこと。

(出店の拒否)

第5条 市長は、次条に規定する委員会の意見を聴いて出店届出書の内容を審査し、出店者又は従事者が次のいずれかに該当するときは、出店を拒否することができる。

(1) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下これらを「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者

(3) 暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者

(4) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

(5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 暴力団員等と生計を同一にする関係にある者

(7) 前各号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者

(8) 前条に規定する遵守事項に違反したもの

(9) その他市長が健全な行催事の運営に支障があると認めたもの

(委員会)

第6条 出店に関し必要な事項を調査又は審議するため露店等出店審査委員会
(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第7条 委員会は、委員長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する7人以
内の委員で組織する。

(1) 行催事を主催又は共催する団体の役員

(2) 市職員

2 委員長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

3 委員会に顧問を置き、春日井警察署員をもって充てる。

4 委員は、当該行催事に係る調査及び審議を終了したときに解任されるもの
とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部市民安全課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の公共的行催事における露店等の出店届出要
綱、春日井市防災工事資金融資あっせん要綱及び春日井市民間木造住宅耐震
改修費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の
公共的行催事における露店等の出店届出要綱、春日井市防災工事資金融資あ
っせん要綱及び春日井市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定にか
かわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年１月１日から施行する。
- 2 改正後の公共的行催事における露店等の出店届出要綱の規定は、令和７年１月１日以後に届出の受付を開始する行催事に係る届出について適用し、同日前に受付を開始する行催事に係る届出については、なお従前の例による。

別記様式（第2条関係）

出 店 届 出 書

年 月 日

（宛先）春 日 井 市 長

出店者 店 舗 名

出 店 者 住 所

（フリガナ）

氏 名

生年月日・性別

携帯電話番号等

私は、 において、露店等の出店をするに当たり、
届け出をします。

私及び従事者は、次の1～8の事項を誓約します。

この誓約に虚偽があった場合は、出店の届出が無効とみなされ、露店を撤去することになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私及び従業員の責任とします。また、主催者が安全対策を行う上で、警察等の関係機関に本書又はその写しを提出することを了承します。

※ 各項目を確認して☒チェックすること。

☐ 1 次の(1)～(7)に掲げる者に該当しないこと。

- (1) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下これらを「暴力団員等」という。）

- (2) 暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者
- (4) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 暴力団員等と生計を同一にする関係にある者
- (7) 前記(1)～(6)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者

□ 2 次の(1)～(8)に掲げる行為を行わないこと。

- (1) 暴力的要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 詐術的、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
- (4) 他者の名誉及び信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
- (5) 他者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為
- (6) 市民及び業者間で紛争等を起こす、又は起こすおそれのある行為
- (7) 市民に不安感又は嫌悪感を与えるような服装を着用し、言語を発し、及び態度をとる行為
- (8) 法令に抵触する行為

□ 3 火気を使用する場合、次の(1)～(4)に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 火気の近くに可燃物を放置しないこと
- (2) ガソリン等を補充するときは、火気の近くで行わないこと
- (3) 消火器を準備すること
- (4) 消防職員による立入検査に協力し、防火に関する指導に従うこと

□ 4 営業に高校生以下の学生に従事させないこと。

□ 5 従事者の身分確認を確実に行之、出店者又は従事者として届出したもの以外の者は従事させないこと。

□ 6 営業時間を厳守すること。

□ 7 営業を終わった後は、清掃等を行い、原状回復を確実に行うこと。

□ 8 その他主催者の指示に従うこと。

店舗名 ()

出店行催事	
出店日時	1 年 月 日 () 時から 時まで 2 年 月 日 () 時から 時まで
出店場所	
出店業種	
従事者	住 所 (フリガナ) 氏 名 生年月日・性別 携帯電話番号等
	住 所 (フリガナ) 氏 名 生年月日・性別 携帯電話番号等
	住 所 (フリガナ) 氏 名 生年月日・性別 携帯電話番号等

注意 露店1店につき1枚提出すること。